

# 藤宮自治区集会所利用規定

令和6年4月1日改定

## 1 利用者

- ①藤宮自治区民または藤宮自治区民が中心の団体
- ②藤宮自治区民以外で藤宮自治区長が許可した者  
但し、利用は火～土曜日の午前中のみとする。  
(鍵の貸出ができない為)

## 2 利用時間

- ①一般利用者 9:00～17:00
- ②組、自治区役員・委員会等関係 9:00～21:00  
※特別な場合を除き、会場準備、片づけを含む

## 3 利用目的

- ①各種会議、打合せ等
- ②葬祭
- ③藤宮自治区民の親睦
- ④文化的活動
- ⑤営利を主目的での利用は認めない。
  - ・児童、生徒の塾(習字、珠算、絵画、体操など)
  - ・各種物品の販売(宝石、毛布、着物など)
  - ・宗教団体等の利用
  - ・その他区長が適切でないと判断した場合

## 4 優先順位

- ①原則として申し込み順とする。  
(但し、自治区の行事、区民の葬祭を優先する)

## 5 申し込み

火～土曜日 9:00～12:00  
(祝日、お盆を挟む前後日、年末年始は休み)

- ①ファミリーホールへ出向き、事務員に利用する日時、施設が利用可能か確認する。  
電話で問い合わせしても申込書を記入するまでは正式な申し込みとはならない。また、連絡なく1週間以内に申し込みを記入しない場合はキャンセル扱いとする。
- ②「藤宮自治区集会所利用申込書」を事務員に提出
- ③「藤宮自治区集会所利用規定」を受け取り利用説明を受ける。
- ④事務員勤務時間外に使用する場合、鍵をどうするかを確認する。

## 6 申し込み時の注意事項

- ①申し込みは藤宮自治区民の成人者(学生は除く)とする。
- ②申込者は、利用責任者と鍵受け渡し責任者になる。
- ③子どもだけの利用は禁止
- ④利用時間、利用施設は必ず守る。
- ⑤利用許可済でも次の場合は、取り消し又は中止する場合があります。
  - ・藤宮自治区の行事や藤宮自治区民の葬儀を行うことになった時
  - ・利用規定に違反した時
  - ・公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがある時
  - ・営利を主目的とする利用と認められる時
  - ・宗教的な活動に係る利用と認められる時
  - ・その他不相当と認められる時

## 7 使用料

- ①藤宮自治区民のみで利用する場合は、無料とする。
- ②藤宮自治区民以外が利用する場合は、有料とする。  
但し、次の場合は無料とする。
  - ・藤宮自治区民の人数が5割以上の場合
  - ・藤宮自治区長が認めた場合
  - ・各部会等(運営細則参照)の関係で利用する場合
- ③利用料の支払い……使用料は別紙参照  
※申し込み時に全納してください。領収書をお渡しします。

## 8 鍵の貸出と返却

- ①組長に借りる(ファミリーホールのみ)
  - ・組長から鍵を借用し利用後は速やかに返却する。  
(借用、返却の日程は組長と相談し決める)
- ②事務員に借りる
  - ・利用当日、または前日の午前中に鍵を借用する。  
(返却の日程は事務員と相談し決める)
- ③藤宮自治区民以外への鍵の貸し出しは行わない。
  - ・鍵の開閉は必ず藤宮自治区民が行うこと

## 9 備品使用

- ①机や座布団などはそのまま利用可とする。
- ②その他のものを利用したい場合は利用申し込み時に備品借用願いを記入し事務員へ提出する。
- ③使用した備品は必ず元の場所へ返却する。
- ④館内の物を汚したり、壊した場合は直ちに事務員まで申し出て指示に従う。

## 10 退出時

- ①利用後は、必ず清掃を行い清潔を保つこと  
(利用した部屋やトイレ、玄関)
- ②備品の整理整頓
- ③ゴミは全て持ち帰ること
- ④ガスを使用した場合は元栓確認
- ⑤冷暖房設備、換気扇の電源を切る。
- ⑥消灯(利用した部屋、トイレ、廊下、玄関)
- ⑦館内すべての施錠確認
- ⑧藤宮自治区集会所利用報告書に必要事項をすべて記入
- ⑨利用責任者は①～⑧までの確認を行う。  
※できていない場合は後日ファミリーホールにお越しいただくこともあります。

## 11 その他

- ①利用規定と係員の指示は厳守する。
- ②利用マナーが良くない場合は、次回の利用を差し控えてもらう場合もあり。
- ③施設の利用による事故の責任は全て利用者とし、藤宮自治区は一切の責任、補償を負わないものとする。

# 藤宮ファミリーホール利用規定



藤宮自治区区民会館

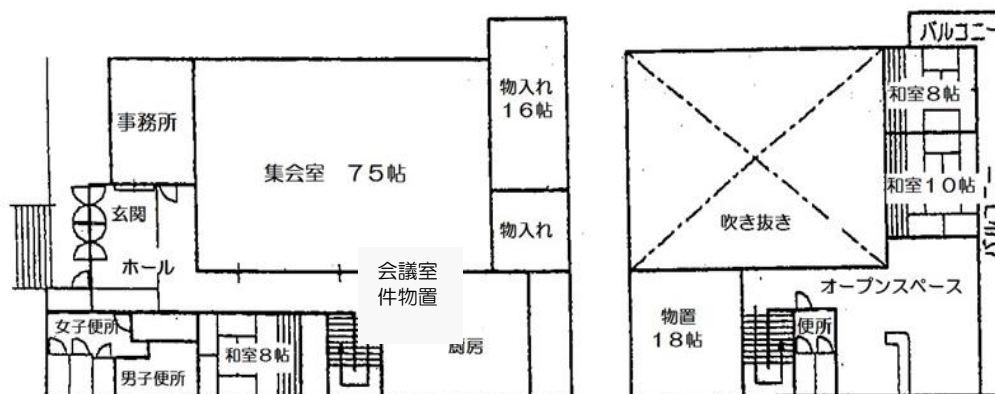
- 学習の場
- ふれあいの場
- 憩いの場
- 仲間づくりの場

## 所在地

〒470-0431 愛知県豊田市西中山町榎前77-9  
TEL&FAX 0565-76-4199

## 平面図

- 敷地面積 300坪
- 建築延べ 1階 338㎡ 2階 140㎡



## 使用料

区分	定員(人)	9:00-13:00	13:00-17:00	17:00-21:00	終日
集会室	150	1,000円	1,000円	1,500円	3,000円
1階和室	8	300円	300円	300円	700円
厨房	16	1,000円	1,000円	1,500円	3,000円
2階和室	18	500円	500円	500円	1,200円
オープン	20	-	-	-	-

※一般利用者及び有料対象者は原則17時～21時は使用禁止

※事務所閉所時は区民以外のみの利用はできません。(鍵の貸し借り不可の為)

※小学生以下の子どもがいる場合は2階の利用はできません(事故防止の為)

※サマーフェスタ準備期間及び総会準備期間は利用できません。

## 第2集会所（和みの家）利用規定



藤宮自治区民会館

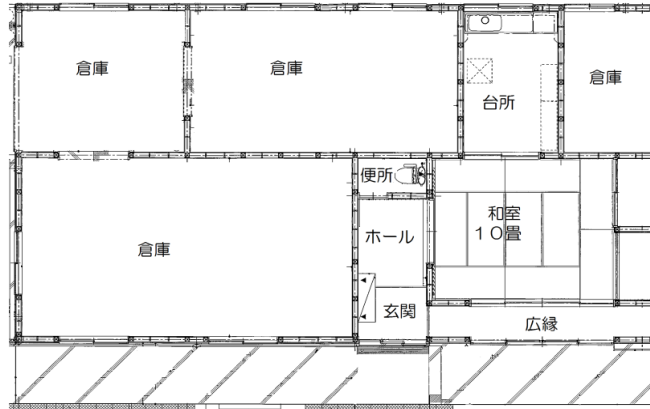
- 学習の場
- ふれあいの場
- 憩いの場
- 仲間づくりの場

### 所在地

〒470-0431 愛知県豊田市西中山町猿田23  
TEL&FAX 0565-76-4199 (自治区)

### 平面図

- 敷地面積 160坪
- 建築延床 1階 338㎡



### 使用料

区分	定員(人)	9:00-13:00	13:00-17:00	17:00-21:00	終日
和室	10	300円	300円	300円	700円
台所	10	1,000円	1,000円	1,500円	3,000円

※一般利用者及び有料対象者は原則17時～21時は使用禁止

※事務所閉所時は区民以外のみの利用はできません。(鍵の貸し借り不可の為)

※小学生以下の子ども連れの利用はできません。(事故防止の為)

※弥栄神社祭礼準備期間及び年越し迎春準備期間は利用できません。